

2025年港区議会第1回定例会

日本共産党議員団 福島宏子

1 在日米軍司令部の赤坂プレスセンターへの設置をやめるよう国に求めること

【質 問】

港区民にとって命に係わる危険極まりない『在日米軍統括司令部が六本木にやってくる！』問題は前回の定例会でも取り上げました。

2月4日の区長、区議会議長、一会派を除く幹事長での「麻布米軍ヘリ基地撤去」要請行動で、この問題を取り上げ防衛省に対して区長からも速やかな情報提供を求めました。

ワシントンで起きた米軍ヘリと旅客機の空中衝突は他人ごとではありません。羽田低空飛行の下を米軍ヘリが管制も通らず飛行している現状ですから、港区上空でいつニアミスが起きても不思議ではありません。区民の命を守るためには基地の撤去しかありません。

これまで以上に港区がワンチームとなって米軍ヘリ基地撤去はもとより、在日米軍統括司令部の配備は許さない要請行動を継続することいち早く区民に知らせる必要があります。情報提供を求めながらも区民への周知を急ぐこと。

それぞれ答弁を求めます

【区長答弁】

昨年11月に在日米軍司令部の赤坂プレスセンター移転が検討されているという報道がされて以降、区は国に対して、電話やメール、対面によって情報提供を継続して求めております。

今月4日の米軍ヘリポート基地撤去要請行動では、仮に一部の機能であっても統合軍司令部が赤坂プレスセンターに設置されることで、基地の恒久化につながることへの懸念を伝えるとともに、在日米軍再編の議論の過程において随時、区への情報提供及び意見聴取を行うよう国に対して求めました。

国からは、統合軍司令部の具体的な場所を含め、日米で議論を継続しているところであり、具体的な場所が決まった際には、関係自治体に丁寧に説明するなど、適切に対応するとの回答を受けておりますが、今後も、情報収集に努めながら、区議会や区民の皆さんとともに、基地の撤去に向けて粘り強く取り組んでまいります。

また「港区の米軍基地」のリーフレットの改訂や区ホームページを活用し、基地撤去の要請行動の内容に加え、在日米軍再編についての区への情報提供及び意見聴取、米軍ヘリコプターの運用基準の情報提供を国に対し求めていることについても、広く周知してまいります。

2 防災対策の強化について

【質 問】

「避難所の雑魚寝は阪神大震災の時と変わらない」、能登半島地震の現地の声です。地震・豪雨被害により298名の方が関連死で命を落としています。避難所・避難生活学会は、避難所の二次被害ゼロを目指して、「TKB48!」を提唱しています。避難所での基本的な人権を守り、人間らしい生活を提供するための、トイレ(T)、キッチン(K)、ベッド(B)の3つを48時間以内に整備するという目標です。港区独自でも、進める必要があります。

- 1 スフィア基準に基づいた避難所の運営・対策を行うこと
 - 2 港区として、「避難所環境改革 TKB48」を目指すこと
 - 3 トイレカーを導入し、「災害派遣トイレネットワーク」に加入し、災害時には加盟自治体の相互支援に活用すること。日頃は、区のイベント等で利用すること(多くの自治体で導入)
 - 4 キッチンカー協会と災害協定を締結し、温かい食事が提供できるようにすること(協定締結する自治体が増えている)
 - 5 段ボールベッドの備蓄をすること(北海道を参考に)
 - 6 女性のための備蓄品を充実させること(女性の声を集約すること)
 - 7 在宅避難者にも、避難所に避難している人と同じ支援をすること
 - 8 家屋が倒壊したり、家具が転倒しても守れるように、耐震シェルター(一部屋を耐震化)や耐震ベッドへの助成を行うこと
 - 9 子どもの居場所(遊び場等々)を確保すること
- それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

区では、港区地域防災計画上、避難所収容スペースを一人当たり 1.65 m²で算出しております。避難所のスペースには限りがあることから、スフィア基準である一人当たり 3.5 m²のスペースの確保には至っておりません。少しでも広い収容や新たな避難スペースの確保のため、在宅避難の普及啓発や民間事業者等と補完避難所の協定締結を進めるなど、様々な視点から避難所のスペース確保に取り組むことで、スフィア基準に近い避難所運営となるよう努めてまいります。

フォーティーエイト

次に、避難所環境改革TKB 4 8 については、「T(トイレ)」として簡易トイレやマンホールトイレ、「K(キッチン)」として灯油式炊き出し用バーナー、「B(ベッド)」として簡易ベッドなど、避難所の備蓄物資を活用し、避難所を区とともに運営する地域の方々と協力しながら、訓練等を通じて、目標とする48時間以内に開設できるよう、避難所環境の改善に努めてまいります。

次に、トイレカー導入と災害時における自治体相互支援の活用については、し尿処理までの仕組みなどの課題がある一方で、加盟自治体の相互支援にもつながる

といった効果が期待できることから、今後、導入を予定している近隣自治体の状況や災害時における活用事例を把握し、課題解決に向け、情報収集や調査研究を行ってまいります。

次に、キッチンカー協会との災害時協力協定締結については、災害時の食材や水、燃料、スタッフの確保の視点、避難者の栄養バランスやアレルギーへの配慮の観点など、事業者と幅広く意見交換し、協力が得られるよう働きかけてまいります。

次に、段ボールベッドの備蓄については、組立てに時間や手間がかかるといった区民の声に対応するため、現在備蓄している簡易折畳みベッドと合わせて、段ボール製品を湿気やカビに対応するためのコンテナで保管している他自治体の事例も参考に、保管スペースの確保や区内で備蓄する方法について調査研究してまいります。

次に、女性のための備蓄品の充実については、これまで、防災課の女性職員が、女性用防災用品を扱う事業者を交えた検討を進め、実際に、授乳ケープや生理用ショーツなどの女性の視点による備蓄品の導入につなげたほか、令和6年度は、共同住宅等の震災対策に関する検討会を立ち上げ、女性の委員を含め、様々な角度から議論を行うなど積極的に女性の視点を取り入れております。今後も、様々な機会を捉え、女性の声を踏まえた、防災対策の充実に取り組んでまいります。

次に、在宅避難者への支援については、区民避難所は、地域防災拠点として支援物資や情報提供の拠点となっており、災害時に、在宅避難者が区民避難所へ支援を求め訪れた際は、支援物資の提供や情報提供など同様の支援を行うことを港区地域防災計画に定めております。

次に、耐震シェルターや耐震ベッドの助成については、家具転倒防止器具を正しく設置することで、家具等の転倒から身を守ることにつながることから、家具転倒防止器具の助成や防災用品のあっせん事業などを継続して進めてまいります。

9項目目の子どもの居場所の確保については、区では、港区地域防災計画及び避難所運営マニュアルに、避難所における子ども達のストレス予防対策として避難所内に遊び場を設けることを定めており、子どもの居場所を確保する避難所運営を進めてまいります。

3 羽田新飛行ルート of 運用を中止すること

【質 問】

昨年12月に「羽田新飛行経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」第6回目が2年ぶりに開催されましたが前進はありません。現在着陸時に使用しているAC滑走路を使用することが前提ですから、どんなに頑張っても港区上空を飛行するという事は初めからわかっていたことです。航路下の住民を5年間も放置し、区民の声を欺く名ばかりの「固定化回避検討会」に怒りを覚えます。

私たちは「羽田新飛行ルート of 運用中止」、元通りの海上ルートに戻すことを求め

ています。国は千葉県と「新飛行ルートの運用の際は千葉県上空を飛ばないこと」を約束しています。だから元のルートに戻せないという理屈は通りません。「騒音の共有」などと言いますが、千葉と都心上空では高度が大きく違います。

羽田新飛行ルートの運用を中止し、旧ルートに戻して千葉の上空から BD 滑走路を使用する『海上ルート』の使用を国に求めること
区長の『海上ルート』の認識も含め答弁を求めます

【区長答弁】

私は、区民の生活を守るという立場から、国に対し、より安全な海上ルートの活用を含め、新飛行経路の固定化回避に向けた検討を加速するよう、引き続き、強く求めてまいります。

【再質問】

羽田空港新飛行経路の運用中止と海上ルートの使用を国に求めることについて
区民の命を守る立場としての区長の海上ルートに対する認識は理解したが、今の国土交通省の言う海上ルートと私たちの認識が全く違うことが、先日の学習会でも分かった。

港区から声を上げて、元の海上ルートに戻すよう国土交通省に対しさらに要請を強めていただきたく、再度答弁を求めます。

【区長答弁】

区民の不安や想い、御意見は区長として認識している。
海上ルートの活用は解決策として認識している。

引き続き区民の生活を守る立場から、国に対し、海上ルートの活用も含め、新飛行経路の固定化回避に向けた検討を加速するよう強く求めていく。

4 同性カップルの住民票の続き柄の改善について

【質 問】

昨年12月23日、清家愛区長を含む10区長が「同姓パートナーの社会保障・続き柄問題」で、厚労大臣と総務大臣に要請し、パートナーシップ制度の適用を受けた者の住民票の続き柄の改善を求めました。

要請するからには、港区として改善が必要です。大至急、続き柄欄を【夫(未届け)や妻(未届け)】に改善すること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

区は、みなとマリアーージュ制度を導入しており、当事者の心情に寄り添った表記とすることは重要であると考えておりますが、実務上や制度上の課題も多いため、昨年12月23日に、10区長連名による同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望書を総務大臣及び厚生労働大臣へ提出いたしました。

そのため、区独自に改善することは考えておりませんが、引き続き、他の自治体

と連携し、国において課題を整理し、当事者の心情に寄り添ったふさわしい表記となるよう、様々な機会を捉えて国に対し、働きかけてまいります。

5 5歳児健診の早期実施について

【質問】

昨年第4回定例会での質問に区長は、必要性は認めていながら支援体制が十分でないことから「実施に向けた体制の整備に努める。」と答弁しました。

国は、出産後から就学前までの切れ目がないように、「1か月児」及び「5歳児」についても健康診査支援事業を実施しています。

すぐさま5歳児健診を実施すること。併せて、「1か月児」健診の検討を進めること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

5歳児健康診査については、先行自治体の実施状況の調査に加え、発達障害等と判定された幼児への支援の在り方などについて関係機関と協議を始めており、早期に実施に向けた体制を整備できるよう努めてまいります。

また、1か月児健康診査については、生まれた病院等で既に実施されている状況ですが、健診費用への公費負担が課題であると認識しております。

公費負担においては、他自治体で里帰り出産をされた方への支払いについても、可能な限り迅速かつ簡便に対応できる仕組みが必要であることから、今後、東京都などを含め実施に向けた検討を行ってまいります。

6 高額療養費の改悪を許さないことについて

【質問】

がんなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を支払う患者・家族にとって、高額療養費制度は「まさに命綱」です。

全国がん患者団体連合会は要望書を提出し、「負担上限額引き上げは…生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならなくなる」(要望書)と、危惧を訴えています。

同制度は、大きな病気や事故で高額な医療費がかかった際、患者の自己負担に年収に応じて月ごとの上限を設けるもので、全世代にとって欠かせないセーフティネットです。

石破政権は2025年度予算案に、低所得者も含めすべての所得層で上限を引き上げる改悪を盛り込みました。法改定抜きにできるため、国民の命と安心に直結する制度の改悪が強行されかねません。

保険料軽減には患者負担引き上げではなく医療費への国の負担率引き上げが必要です。社会保障を世代間の支え合いだとする誤りをただし、財源は大企業や高

額所得者への優遇税制をやめ、9兆円に迫る大軍拡の中止で賄うべきです。

国に、高額療養費制度の改悪をやめるよう要請すること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

国は、本年8月から高額療養費の自己負担限度額の引上げを行うとともに、令和8年8月から令和9年8月にかけては、所得区分を細分化し、段階的に自己負担限度額を引き上げる方針です。これは、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るために行われるものですが、現在、自己負担限度額の引上げ方針の一部見直しなどが報道されています。

高額療養費の見直しを行わないよう国に申し入れることは予定しておりませんが、引き続き、制度改正の動向について、注視してまいります。

7 いつまでも住み続けられる港区のために、相続税への補助制度を確立すること

【質 問】

港区に長くお住まいの方から「相続税が高すぎて支払えるか心配」「土地を売って出ていくしかない」と深刻な相談をいただきました。港区に住み続けることが難しい現状です。その原因となっているのは乱開発を進め、超高級高層住宅が建設され、土地の価格が意図的に引き上げられていることにあります。昔ながらの港区民は土地の高騰など望んでいません。

いつまでも住み続けられる港区にするというのなら、港区独自で相続税負担の軽減措置を補助金や援助金、また貸し付けなども含めて検討すること併せて、住民が望まない土地価格の異常な引き上げの温床となっている市街地再開発には区民の税金を投入しないこと

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

まず、区独自に相続税の軽減を図ることについてです。

相続税の評価額となる区の住宅地の路線価は年々増加を続けており、区民の相続税の負担にも影響が及んでいるものと認識しております。

税制の趣旨とは異なることから、相続税について区独自に軽減を図ることは考えておりませんが、区は、住み続けたいと思う区民が安心して暮らせるよう、区が無料で行っている税理士による相談窓口で、相続税の計算方法など複雑な手続について、丁寧な説明を受けられることを周知するなど、区民の不安に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、市街地再開発事業への税金投入についてのお尋ねです。

市街地再開発事業は、多くの地権者の方々が参加し協同して、市街地環境の改善

を図るために、土地の合理的かつ健全な高度利用を行う公共性の高い都市計画事業です。

区は、市街地再開発事業の事後評価を実施しており、事業により整備された道路・公園等の都市基盤や広場・緑地等のオープンスペース、生活利便施設の導入について多くの区民から高い評価を受けております。

地権者の方々は自らの発意と合意に基づき、まちづくりを協同で進めており、区は地権者保護の観点及び区民が住み続けられる街の実現のため、市街地再開発事業への補助金は必要であると考えております。

8 シティハイツ白金、シティハイツツツ木の建て替えについて

【質 問】

わたしたちは、建て替えについて一早く提案し、余剰容積を利用することで、大幅な住戸の増加を図れることを示してきました。ところが区が示した方針は、白金を廃止し、一ツ木に一体化する計画です。

住宅は誰もが必要とするもので、公共性がきわめて高いにもかかわらず、国も東京都もその責任を放棄しているに等しい状況です。住民に一番身近な自治体である港区の果たすべき役割は重要です。

シティハイツ白金、シティハイツツツ木はそれぞれ現地での建て替えを進めること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

区は、これまで区営住宅の建替えに際し、シティハイツ六本木で5戸、芝浦で3戸、車町で17戸、計25戸の区営住宅を計画的に増やしてまいりました。

今回の建替えは、入居者が安全・安心で快適な生活を営める住宅とするとともに、集約建替えすることで、多様化する区民ニーズに対応できる区有地を創出するものです。また、増大する建設費や修繕費等を抑制し、将来世代の財政負担を軽減することも重要な視点と考えたものです。

今後、設計の工夫により、現在の両住宅の住戸数以上の整備を検討してまいります。

9 神宮外苑再開発の抜本的な見直しについて

【質 問】

「神宮外苑の樹木、景観を守れ。」多くの国民の声に耳を貸すことなく、神宮第2球場周辺、ナンジャモンジャの木(ヒトツバタゴ)など貴重な樹木が生い茂る建国記念文庫の森の伐採もはじまっています。

区道の18本の兄弟いちょうの調査がはじまりました。事業者は、調査の結果、移植が無理なら伐採するとのこと。この間の樹木調査は極めていい加減で、専

専門家からの指摘を受けて急きょやり直しをする始末です。

調査を事業者任せにせず、港区も専門家に依頼して、調査に立ち会い、安易に伐採させないようにすること。

区道の18本のいちょうの移植には無理があります。イチョウを守るためには、現状に手を加えないことで、計画の抜本的な見直しが必要です。神宮外苑の樹木、景観は守るため、計画の抜本的な見直しを求めること。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

区道上のいちょうの伐採及び計画の見直しについてです。

区は、令和4年12月に神宮外苑地区の再開発事業について、公共施設管理者としての同意をしており、区道上の18本のいちょうについては、保全することを条件としております。

区道上のいちょうの保全方法については、今回の調査結果を踏まえ検討すると聞いております。

今回の調査は、事業者が、樹木の専門業者に委託し、樹木医の立会いのもと実施しております。今後、調査結果について報告を受けるとともに、内容を詳細に確認してまいります。

引き続き、事業者に対し、歴史ある緑や景観が守られるよう配慮を求めるとともに、風格あるまちづくりを進めるよう、事業者を指導してまいります。

【再質問】

神宮外苑再開発の抜本的な見直しについて

樹木、いちょうは保全が条件ということだが、いちょうが移植されている現状など、神宮外苑の樹木の状況を実際にご覧いただき、保全のため港区から見直しを要請いただきたく、再度答弁を求める。

【区長答弁】

今回の調査は事業者が樹木の専門業者に委託し、樹木医の立会の下、実施していることから、区として調査を行うことは想定していないが、調査時は、実情を把握するため、区長や副区長が立ち会うことを検討している。

10 私立小・中学校等(アメリカンスクール、学校に行かれない児童生徒等を含む)に通う子どもたちに、区立の給食費相当額を支給することについて

【質 問】

区長は、一昨日(19日)の所信表明の第1に、世界一幸せな「子育て・教育都市」を掲げ、その中で、「給食費ゼロに加え、区立小・中学校の補助教材や学習材料の購入費を無償化し、すべての児童・生徒が安心して学習に取り組める環境を整備する」と、述べています。が、私立などに通う子どもたちはカヤの外、置き去りにされています。

公立であろうと私立であろうと(学校に行かれない児童・生徒も含む)差別を持ち込むことなどあってはならないはずです。私立にも支給している区では、「広く子育て世帯の経済的負担の軽減」が目的ですから、公私立分け隔てしないとのこと。至極当然です。

私立小・中学校等(アメリカンスクール、学校に行かれない児童生徒等を含む)に通う子どもたちに、区立の給食費負担相当額を支給すること。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

教育委員会では、教育にかかる保護者の負担を継続的に軽減することを目的に、学校設置者として、区立小・中学校給食費を不徴収にしております。

私立小・中学校等の児童・生徒の保護者への支援については、子どもへの総合的な支援の在り方を検討する中で、慎重に判断してまいります。